平成２３年（フ）第９５号
相模原市緑区相原４丁目12番３号　クレールメナージュ403
債務者　増子　喜章
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０９号
相模原市中央区下九沢727番地　県公社団地６―624
債務者　切建　京子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１３２号
相模原市南区相武台団地１丁目１番６―20号
債務者　鬼山エリザベスことオニヤマ　エリザベス　ディマクランガン
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１３９号
神奈川県座間市相模が丘１丁目15番18号　あけぼのコーポ203号
債務者　谷澤　晴美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１４３号
相模原市南区上鶴間５丁目２番15号　ヴィラ東林間301
債務者　林　　まり（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１４４号
相模原市中央区上溝７丁目５番８号　メロディーハイツＢ101号
債務者　小酒部智也
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１４５号
相模原市緑区相原１丁目１番15号　コーポ磯部201
債務者　稲葉　光宏
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１４８号
相模原市中央区矢部１丁目15番22号　ライオンズマンション相模原第６　503
債務者　今井　誠章
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５２号
相模原市南区東林間４丁目25番９号　フォレ・カルティエ201
債務者　友野　雄樹
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２１号
新潟市西区坂井東２丁目22番８号　フェストＶ102号、前住所新潟県燕市吉田7336番地オークハウスⅡ203号
債務者　伊藤　　力
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１号
新潟県新発田市西園町１丁目１番７号
債務者　川口千恵子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４９号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字亀塚29番地の８
債務者　平野　春行
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５０号
新潟県新発田市大手町２丁目８番７号
債務者　木船　勝子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５４号
新潟県新発田市下中山63番地
債務者　相馬かつ子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１６６号
愛知県一宮市東五城字三味廓47番地１　コロンボ寮
債務者　山下　育亮
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２５号
山口県宇部市大字妻崎開作262番地８
債務者　田中貴由紀
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１２号
香川県さぬき市志度4150県営志度団地２棟303号藤原八重子方、住民票上の住所大阪府大阪市都島区大東町３丁目10番12―503号
債務者　山本　慎一
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１５１号
香川県高松市円座町2021番地６
債務者　村上　憲司
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係